

第三十一回国 参議院社会労働委員会会議録第二十七号

昭和三十四年四月三十日(木曜日)午前十一時五十八分開会

委員の異動

四月二十五日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として横山フク君を議長において指名した。
四月二十七日委員紅露みつ君、片岡文重君及び田村文吉君辞任につき、その補欠として森田豊壽君、天田勝正君及び高瀬莊太郎君を議長において指名した。

本日の会議に付した案件
○中小企業退職金共済法案(内閣提出、衆議院送付)

四月二十八日委員西田信一君辞任につき、その補欠として井上知治君を議長において指名した。
本日委員森田豊壽君、仲原善一君及び天田勝正君辞任につき、その補欠として紅露みつ君、西田信一君及び片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君
常岡 一郎君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
齋藤 昇君
谷口弥三郎君
西田 信一君
片岡 文重君

光村 甚助君
藤田藤太郎君

國務大臣 倉石 忠雄君
労働大臣 龜井 光君
労働省労働局長 堀 秀夫君
事務局長 増本 甲吉君
常任委員 会専門員

労働大臣官房長 直藏君
労働省労働局長 龜井 光君
事務局長 堀 秀夫君
常任委員 増本 甲吉君
会専門員

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。四月二十五日付をもって後藤義隆君が辞任され、その補欠として横山フク君が選任されました。四月二十七日付をもって片岡文重君が辞任され、その補欠として天田勝正君が選任されました。四月二十八日付をもって西田信一君が辞任し、その補欠として井上知治君が選任されました。四月三十日付をもって仲原善一君及び天田勝正君が辞任し、その補欠として西田信一君及び片岡文重君が選任されました。

○委員長(久保等君) 中小企業退職金共済法案(閣法第一一六号)(衆議院送付)を議題といたします。御質疑を願います。
なお本日は、大塚衆議院議員もお見えになっております。
藤田藤太郎君 私はこの中小企業退職金共済法案は、衆議院の段階でいろいろと休会になる前に審議があったわけですから、私はこの際政府の考えになっていることを聞いておきたいと思っております。
第一は、退職金制度というのは、今日まで行われてきた概念は、一つの点は賃金のおと払い、もう一つの点は報償的な意味が含んでいるという点に、道念的に解釈されておったと思えます。しかし、問題は、今回の年金制度そのものが完備してないから何らかの形でそこで退職金というものが、個人の民間企業その他で退職金という規定を設けて、実質的には老後の生活保障をしていくというものを中心にして退職金というものが生まれてきたと思えます。だからびったりその老後の保障何年、生存の何年ということとびたり合っているか合っていないかは別といたしまして、しかし、少くとも何年かの老後の保障をせよという形でもって退職金というものは論じられてきてきめられてきた。だからここでお尋ねしたい第一点は、先日も国民年金法案というものが国会を通り、そして一つには厚生年金というのがありますけれども、とても老後の保障という問題にまで入っていない。だからこのような公的な、外国がやっているような年金制

度で老後の生活を保障するというような関係と、今度の中小企業退職金共済法案との将来の展望というものをどういう点にお考えになっているかというところが一つです。
それからもう一つの問題は、ここに出て参りました法案の実質的内容の間題です。これでいまの見通しで、年数によって幾らか金額その他が違いますが、この金額でどの様なところをポイントに置かれておられるか、老後の保障というところにポイントをおきかれていますか。その他の、退職時にもらう給与ですか、というものはどこにポイントが置かれておられるか。そのまます二つの点にお答えを願います。

○國務大臣(倉石忠雄君) お話のように、わが国の厚生年金制度につきましても、まだいろいろわれわれが研究を進めなければならぬ点がたくさんあると存じます。そこで、ただいま御審議を願っております法案の趣旨は、御承知のように、これは作業所としては百名、またはサービス業としては三十名以下という比較的中小企業の中でも零細に属するところに働いておられる人々に、まず第一に、使用者の側からでも、今はおよそ人を使う場合には一定の年限勤めていただいた者には退職金というものを考え方は常識的になつておりますけれども、それを政府としては放任しておかないで、やはりその積み立てされた資金というものは、これを有効に運営することによって、退職をされる人々に対する支給さ

れる金額が比較的安定して、そしてそれも六歩の利回りをもって計算して支給ができる、従って、今まではそういう零細な企業に勤められる者と大企業に勤められる者との待遇の点においてもやはり相当の差がありますからして、日本の産業構造の上に重要な役割を占めておられる中小企業、なかならず零細企業の従業員というものをやはり安定した気持ちで働いていただくということが非常に大切なことだ。しかも自主的にやっておられるものにつきましても、青色申告等の場合にはある程度減税も認められておりますけれども、このたびの法律によりまして、そういうための積立金は御承知のように、免税をされる。従って、積み立てをいたす方でも、また、退職金の支給を受ける方でも非常に安定をした気持ちで従業していくことができる、そういうことがわれわれの大きなねらいなのであります。そこで、これが行われたからといって他の社会保険全般について、私どもは現在のままで満足すべきものであるとは考えておりません。他の法案の場合にも政府側でも申し上げた機会もござりますが、日本の社会保険制度というものが、ましては、いろいろ戦後の事情に基づいて生み出された社会保険制度については、政府としてはやはり根本的に調整し、総合的な社会保険の見地に立って改善をして参る。こういう考えを持って参りますが、退職金は今申し上げましたような趣旨でやろうとい

から通産省の関係というようなものを、関係機関を総合いたしましてこれのPRに全力をあげたいと考えております。

○藤田藤太郎君 問題は、そこが非常にこの法案自身を実施するという段階について一番重要な問題点だと思っております。少くとも国が補助金を出す段階でありませぬ、補助金を出すという対象のものに規模を一応集約して百人、三十人にしたのであるが、なぜそれなら全企業にやるといふ強制適用ということをお考えにならなかつたか。そこらの理由を一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(森谷直藏君) 強制適用にするか任意適用にするかということ、この法案立案の際に当りまして最も問題となった基本的な問題の一つでございます。そこで、御承知のように、この法案の立案に際しましては、労・使・公益を含めた十五人の専門の方にお集まりをいただきまして、たゞいま御指摘の点を含めて、各方面から十分の検討をお願いいたしましたわけでございます。そこでその結論をいたしまして、強制適用が望ましいけれども、日本のたゞいまの中小企業の現状から見て直ちに強制適用に踏み切ることが非常に困難である、無理が伴うという考え方から、任意適用という考え方に踏み切ったわけでございます。藤田先生も御承知のように、退職金制度よりもより制度としては基本的な健康保険あるいは失業保険といったような各種の社会保険におきまして、五人未満の中小企業に對しましては強制適用をとっておられない、そういったような実情も考慮いたしまして、任意適用というところで踏み切ったわけでございます。

○藤田藤太郎君 これは意見で、ちょっと申し上げませぬけれども、今、零細企業の労働者をどう救うかということ、たゞたゞ失業保険は五人以下でも任意適用になりました。健康保険は五人以下では適用になっていない。一番今社会政策で困っているところはそこらあたりであるから、その人をどうして救うかというのが今問題の厚生福祉——社会政策の私のポイントだと思っております。だから、ただ健康保険でなっていないから強制適用にしなかつた、そういう理由であつたら、今までの法案や施策を変えようというところにポイントを置かなければならぬところを、そういう今のようなお話であつたら、私たちが今議論しているのは、失業保険でも五人以下任意適用、できるだけ全体が適用されるようにしようという議論がされてきて、任意適用へ一段と踏み切つた格好なんです。だから、こういうほんとうにいろいろなお話や私ほちょっと困る。だからいろいろの企業その他の実情で、一つの段階として、ある一定の経過措置的な面でも、こういう工介にやつて、將來考へるのだと、こういうお話でありましたら私はわからぬことではないけれども、ただ健康保険がどうか、そういうことに問題を移して、強制適用のことじゃ私はちょっと理解できないのだが、もう少し話を伺いたい。

○政府委員(森谷直藏君) 私の言葉が十分でなかつたかと思つて、私も、健康保険あるいは失業保険が五人未満に對して強制適用になつておられないから、従つてこの方も強制適用をと

らなかつたということではないの、ごいまして、強制適用が望ましいということ、これは言うまでもございませぬ。その点につきましては、健康保険、失業保険等についてはその必要性がさらに一そう痛感されるわけでございます。ただこの点につきましては、厚生省におきましても労働者におきましても、かねていろいろな角度から検討をいたしておる問題でございますが、何分、御承知のように、わが国の中小企業の実態というものが非常に適用事業所の数が多い、しかもその規模はきわめて零細なものが多く、そこで実際に強制適用に踏み切つた場合に、これの実際の行政運営と申しますか、事務の運用上に非常な困難が伴つてくるというやうな点から、健康保険等におきましても強制適用に踏み切れないでおるわけでございます。

そこで失業保険につきましては、先般の国会で御可決をいただきました、とりあえず任意適用をできるだけ推進促進できるような方法を考え、実施して、その成果を一応見た上でさらにその上の措置を考えようということ、失業保険につきましては先般の改正が行われておるわけでございます。その後の実施状況を見ますと、相当の効果を上げておられて、従前に比較しまして五人未満の中小企業者の失業保険の加入率が相当活発になつてきておるわけでございます。そのような動きとも呼ばれたら、私どももこの制度の充足した後におきまして、その実際の運用の状況を見ながらできる限り、その方向に進めるように努力していきたい、こう考えているわけでございます。

○藤田藤太郎君 ところでもう一言それに関連して聞きたいのだが、そういうお気持ちがあるなら、個々の退職金ですから、衆議院で包括という問題が処理されたのですが、単なる任意という選択権——まず入るか入らぬかの選択権、それから従業員全体に対する選択権を自由にできるような単なる任意的なやり方というものを労働者がお出しになつた、その気持はどうなんですか。

○政府委員(森谷直藏君) これは先ほども申し上げましたように、この中小企業退職金共済法案立案に際しての委員会におきまして、いろいろの方面からお集まりをいただきました委員の間で、非常に真剣な討議がかわされました、その結論として任意適用を含めて、強制適用についてはやや現状においては無理がある、そこで任意適用という建前でやるべきであるという結論が出ましたので、その答申の線に沿つて法案を立案いたしました。○藤田藤太郎君 それでは問題は任意包括にするという格好になりましたから、私はそこで問題がだいたい解消したと思つておりましたが、六条の衆議院における訂正された「被共済者となるべき者の意に反して行つてはならず」、それから二十五条の「従業員の意見を聞かなければならない」、これらの関連を御説明を願いたいと思つておるんですが。

○政府委員(森谷直藏君) この衆議院で修正されたこの条項につきましては、まずこの退職金というものが労働条件であるということは間違いないわけでございます、労働条件である限り、これについての契約を締結するというような場合に、従業員の意見を反

映する機会が確保されていることが必要であるという御意見が出て参りまして、これにつきましては、私も退職金が労働条件であることは自明のことでございますので、これは当然労働基準法の規定を全面的にかぶつて参るわけでございますから、それぞれの労働基準法の各条項を通じて、たとえ義務がございませぬ、それからさらに、就業規則を制定するに當つては、従業員の意見を聞かなければならぬという基準法の規定があるわけでございます。従つて、そういった基準法の条項によつてその点は保障されているという考え方で立案をいたしましたのでございますが、衆議院における委員会におきまして、そこはやはり明文ではっきり書くべきであるという御修正をいただいたわけでございます、私はその点はむしろ何と申しますか、解釈がはつきりしたというふうにごいしていただくわけでございます。

○藤田藤太郎君 だからこの二つの条項を関連して労働者の意見というものが、場合によつては協定ですね、一番いい形は協定だ、ただその他の場合については私は全体的な意見をまあ聞いてやるというやうな、段階は二つも三つもあると思つておる。労働者として、私は、一番いい場合の措置をこの法律には書けないにしても、何らかの措置をおやりになるつもりなんです、どうか、そこも聞いておきたい。

○政府委員(森谷直藏君) 私どもは、この法案提出の一番基本となつておる気持は、先ほど申し上げておりましたように、恵まれない中小企業の従業員に對して退職金制度を確立したいと

十四次基準改訂以来の物価上昇率には及ばず、さらに一般国民生活水準に対する被保護世帯の生活水準の割合は昭和二十六年以降逐年低下の一途をたどり、三十二年は三十六パーセントという低率を示しており、わずかな基準の引き上げによってこの格差を縮小することは不可能であり、むしろ年々四パーセント前後といわれる一般国民消費水準の上昇を考慮するときこの格差はますます拡大する傾向にあるから、被保護世帯の生活実態を掌握せられ現行保護基準を大幅に引き上げられたいとの請願。

第一六七五号 昭和三十四年三月二十七日受理
失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田幸平
紹介議員 小柳 牧衛君

失業対策事業就労者の賃金単価は、昭和三十一年九月の一般職種別賃金調査の結果に基き、昭和三十一年度予算においては三百二円として算定され、その後米価の改訂に伴い三百六円に引き上げられて以来、今日までそのままなおおかれていたが、この間消費者物価の上昇も激しく、一般賃金は年々四五パーセントの上昇をみている。一方、一般国民消費水準も年々順調な伸長を示し、生活保護世帯に次ぐ低所得層といわれる失業対策就労者と一般世帯との生活水準の格差はますます拡大するばかりでなく、健全な労働力の再生産すら困難な実情にあるから、すみやかに失業対策事業就労者の賃金を引き上げてその生活を保障せられたいとの請願。

第一六七六号 昭和三十四年三月二十七日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市西三ノ二、一三四 大久保正巳
紹介議員 武藤 常介君

クリーニング業法に關し、(一)営業者は洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所や洗たく物の処理に於いて洗たく機及び脱水機を必要としないクリーニング所以外のクリーニング所には、通常営業者が備える洗たく機及び脱水機を少くとも各一台備えなければならぬこととする、(二)クリーニング所に一人以上のクリーニング師を置かなければならぬこととする、(三)クリーニング所開設にあつて、あらかじめその構造設備について都道府県知事の検査をうけ、当該構造設備が衛生措置を講ずるに適當することの確認をうけた後でなければ、そのクリーニング所を使用できないこととする、以上三点の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一六七七号 昭和三十四年三月二十七日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 山口市河原二一山口県クリーニング業環境衛生同業組合内 岩原博俊外三十名
紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七六一号 昭和三十四年四月二日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 大阪市天王寺区上本町七ノ三四大阪府クリーニング環境衛生同業組合内 馬場竹藏
紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七六二号 昭和三十四年四月二日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町一ノ五六大阪府クリーニング環境衛生同業組合内 中支部内 黒沢寿郎
紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第一七八六号 昭和三十四年三月二十七日受理
阿蘇国立公園の入園料廃止に関する請願

請願者 熊本県議會議長 二神勇雄
紹介議員 矢嶋 三義君

阿蘇山は、国立公園法によつて昭和九年国立公園の指定を受けたものであるが、阿蘇町は昭和三十三年一月に至り同公園の特別地域である中岳噴火口一帯について町立公園を設置し、これに對する入園料徴収条例を制定の上実施

している。これは明らかに現行公園法の趣旨に反するため、熊本県においては阿蘇町に対し再三の廃止勧告を行つたが同町ではこれに応じないばかりでなく、県内外の世論の反対にも何ら反省の色なく、その上今回さらにその値上げさえ決定したことは、単に本県の観光行政にとどまらず国民の快適な利用をいぢるしく阻害するものであつてまことに遺憾であるから、政府はすみやかに国立公園入園料の徴収廃止につき毅然たる行政上の措置を行い、要すれば法律改正をも講ぜられたいとも自然公園維持管理の財政措置について格段の考慮も払われたいとの請願。

第一七八七号 昭和三十四年三月二十七日受理
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県山田市上山田江頭病院内 久保豊治
紹介議員 阿具根 登君

外傷性せき腫障害患者に対しては労災法に基き三年、けい肺及びせき腫保護法によつて二年、合せて五年の療養期間が与えられているが、この年数を経過すれば一般の生活保護法を受けるようになるだけで重篤症状の治療はおろか、日々の生活に事欠き、家族とともに死を待つ外ない状態となり、昭和三十三年に成立した臨時措置法もその恩恵を受けられるのは重症者のごく少数に限られている現状であるから、(一)認定基準以下の者に対しても法を適用すること、(二)せき腫損傷患者で七年経過後もそのため発生した病状については外科後処置を認めること、(三)全

国の適当な場所を選定し、授産場を設け治療と併行し手芸、工作を指導すること、(四)休業補償を百パーセントに引き上げ終身支給すること等の措置をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一六八八号 昭和三十四年三月二十七日受理
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 梅山敏明外二名
紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一六八九号 昭和三十四年三月二十八日受理
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 東幸重郎
紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十四年三月三十日受理
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 石川清喜
紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

じである。

第一七二七号 昭和三十四年三月三十一日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願
請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 諸田武夫

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七二八号 昭和三十四年三月三十一日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 熊本県八代市竹原町一、六七〇熊本労災病院内 栗野喜太郎外四十八名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七五三号 昭和三十四年四月一日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願
請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 小松栄

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七五四号 昭和三十四年四月一日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願
請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 小松栄

紹介議員 阿部 竹松君

特別保護法の一部改正に関する請願
請願者 山口県小野田市南中川町 小坂作市外三十三名

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七五五号 昭和三十四年四月一日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 篠村武衛門外十二名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七七〇号 昭和三十四年四月二日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願
請願者 福岡県小倉市曾根町九州労災病院内 藤本伸

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七〇二号 昭和三十四年三月三十日受理

保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇中における正常な業務確保の法制化に関する請願
請願者 横浜市磯子区磯子町間坂一、六六六磯子保健所内 渡部幸子

紹介議員 横山 フク君

国立の病院、診療所及び保健所等に勤務する保健婦助産婦看護婦は妊娠中の休養不足と労働過重のため、母体をそこない異常出産するものが多く、又、本人の意に反した退職が目立つて多く、母体保護の立場上見すしがた

い問題になつていから、労働基準法に定められてい産前産後の休業がとれるよう「産休時における代替要員の配置」をすみやかに法制化せられたいとの請願。

第一七〇二号 昭和三十四年三月三十日受理
保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇中における正常な業務確保の法制化に関する請願(二通)
請願者 横浜市中区山下町一六中保健所内 白井貞子外一名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七二六号 昭和三十四年三月三十日受理

保健婦助産婦看護婦の産前産後の休暇中における正常な業務確保の法制化に関する請願(二通)
請願者 横浜市磯子区滝頭町四九〇市立方治病院内 阿部秋子外一名

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七〇九号 昭和三十四年三月三十日受理

元南満洲鉄道株式会社職務傷病者等の処遇に関する請願
請願者 東京都新宿区戸山町一元南満洲鉄道株式会社 職務傷病社員会内 荒井善美

紹介議員 伊藤 顕道君

元南満洲鉄道株式会社は、明治三十九年六月勅令第一四二号によつて設立され、日本政府は常にその直接監督者であり保証人であつた。以来半世紀、満州において国家代行機関としての使命を遺憾なく果し、日本産業、経済の発展に多大の寄与をなしたばかりでなくその社員は一朝有事に際しては軍ととも第一線に立ち、軍の命令に従つて国防の重責に任じてきたことは軍人、軍属と何等異なるところがないから、元南満洲鉄道株式会社の日本人社員であつて公務並に戦間による傷者及び殉職者遺家族に対し戦傷病者、戦没者遺家族援護法を適用し、一般公務員及び軍人軍属との待遇上の不均衡を是正し、その戦争による犠牲を補償せられたいとの請願。

第一七五六号 昭和三十四年四月一日受理

十和田八幡平国立公園地域の保護等に関する請願
請願者 秋田県知事 小畑勇二郎

もろろん、國民の保健、休養、教化等一般公益に資するため、早急に自然公園法第十八条第一項の規定により特別保護地区に指定の上、該地域を厳正に保護せられるとともに、当該会社に対して適切な善後措置を講ぜられたいとの請願。

第一七六五号 昭和三十四年四月二日受理

母子相談員の常勤化に関する請願
請願者 岩手県議会議長 金子 太右衛門

紹介議員 鶴見 祐輔君

母子相談員の身分は母子福祉資金の貸付等に関する法律の規定により非常勤となつていから、最近における勤務の実態は法律制定当時と比較してその業務量は著しく増加し一般職員とならな

にかんがみて、実情に即した法律改正を行い、さらにその所要経費についても財源を付与されるよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七六六号 昭和三十四年四月二日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願
請願者 愛知県東加茂郡旭村生駒婦人会内 大島ミサオ外七名

紹介議員 大谷 登雄君

公衆衛生の重要化に伴い、保健所業務がますます増加するにわかかわらず、その人的及び物的設備はまことに不完全でその機能を十分發揮できないばかりでなく、国民保健上重大な障害をきたすおそれがあることは極めて遺憾であるから、政府はすみやかに保健所に勤

十和田八幡平国立公園地域内の八幡平後生掛地区(秋田県探検権登録第七百七十一号鉱区)において、八幡平黄株式会社による鉱物の採掘が行われることは、世界的にもまれな該地域の火

山現象をふくむ自然景観を根底から破壊することになるから、景観の維持は

務する全職員を国庫負担の対象とする
とともに、保健所のすべての経費に対
する国庫負担率を二分の一に引き上
げ、あわせて保健所職員の待遇を改善
するため本年度から四十四億三千八百
六十七万二千円に増額せられたりとの
請願。

四月九日予備審査のため本委員会に左
の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法
の一部を改正する法律案(衆)

駐留軍関係離職者等臨時措置法
の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置
法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法
(昭和三十三年法律第百五十八号)
の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「十二人以内」を
「十三人以内」に改める。

第七条を次のように改める。
(中央協議会の事務局)

第七条 中央協議会の事務を処理さ
せるため、中央協議会に事務局を
置く。

2 事務局に、所要の職員を置く。
第八条中「中央協議会」の下に「の
組織及び運営並びに事務局その他中
央協議会」を加える。

第九条の見出しを「(都道府県又は
市町村の駐留軍関係離職者等対策協
議会)」に改め、同条第一項中「都道
府県」を「都道府県及び市町村」に
改め、「当該都道府県」の下に「又
は市町村」を加え、「都道府県駐留軍
関係離職者等対策協議会(以下「都
道府県協議会」という。)」を「都道

府県又は市町村の駐留軍関係離職者
等対策協議会(以下「地方協議会」
という。)」に改め、同条第二項中「都
道府県協議会」を「地方協議会の組
織及び運営並びに事務局その他地方
協議会」に改め、同条第三項中「都
道府県」の下に「又は市町村」を加
え、「都道府県協議会」を「地方協議
会」に改める。
第十二条中「法人に対し、」の下
に「国有財産法その他国有の財産の
管理及び処分に関する他の法令の規
定にかかわらず、」を加え、同条た
だし書を削る。
第十四条中「第二条第一号」の下
に「又は第二号」を加える。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月
一日から施行する。
2 行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第百二十六号)の一部を
次のように改正する。
第二条第一項の表の総理府の項
中「本府二、三八〇人」を「本
府二、三八五人」を「計二、二二、
八八五人」を「計二、二二、八八八
人」に、合計の項中「六七九、六
六一人」を「六七九、六六四人」
に改める。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託
された。
一、けい肺及び外傷性せき髄障害に
関する特別保護法の一部改正に関
する請願(第一七九号)(第一七
九五号)(第一七九六号)(第一八
八号)(第一八二二号)
一、身体障害者雇用法制定促進に関
する請願(第一七九七号)

一、引揚者給付金等支給法の一部改
正に関する請願(第一八〇四号)
一、ソロン群島方面の戦没者遺骨
収集に関する請願(第一八〇五号)
一、労働者災害補償保険法の一部改
正に関する請願(第一八〇六号)
(第一八〇七号)
一、樺太引揚韓国人に対する国家補
償の請願(第一八一五号)(第一八
四〇号)
一、樺太引揚韓国人に対する帰国手
当支給等の請願(第一八一六号)
一、クリーニング業法の一部改正に
関する請願(第一八一七号)(第一
八三〇号)(第一八三一号)(第一八
三二号)
一、医業類似行為既存業者の業務継
続に関する請願(第一八二九号)

第一七九六号 昭和三十四年四月
六日受理
けい肺及び外傷性せき髄障害に関する
特別保護法の一部改正に関する請願
(十八通)
請願者 山口県小野田市中川
町山口労災病院内 三
好安夫外二十八名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一七九七号と同
じである。

第一七九七号 昭和三十四年四月
六日受理
けい肺及び外傷性せき髄障害に関する
特別保護法の一部改正に関する請願
(十八通)
請願者 福岡県小倉市曾根町九
州労災病院内 寺野英
男
紹介議員 阿部 竹松君
外傷性せき髄障害患者に対しては労災
法に基き三年、けい肺及びせき髄保護
法によつて二年、合せて五年の療養期
間が与えられているが、この年数を経
過すれば一般の生活保護法を受けるよ
うになるだけで重篤な治療はおろ
か、日々の生活に事欠き、家族とも
に死を待つ外ない状態となり、昭和三
十三年に成立した臨時措置法もその恩
恵を受けられるのは重症者のごく少数
に限られている現状であるから、(一)
認定基準以下の者に対しても法を適用
すること、(二)せき髄損傷患者で七年
経過後もそのため発生した病気につい
ては外科後処置を認めること、(三)全
面に適当な場所を選定し、授産場を設
け治療と併行し手芸、工作を指導する
こと、(四)休業補償を百パーセントに
引き上げ終身支給すること等の措置を
すみやかに実現せられたりとの請願。

第一八二二号 昭和三十四年四月
八日受理
けい肺及び外傷性せき髄障害に関する
特別保護法の一部改正に関する請願
(四通)
請願者 福岡県小倉市曾根町九
州労災病院内 吉竹太
一郎外三名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一七九七号と同
じである。

第一八〇四号 昭和三十四年四月
七日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に関
する請願
請願者 熊本県議会議長 二神
勇雄
紹介議員 谷口弥三郎君

生活保護法による被扶助者に対する、引揚者給付金の国債還付金は、臨時収入であるとして、毎月それだけの額を扶助金から控除されているが、これは、せつかくの恩恵を無視することとなつてゐるから、生活保護法による被扶助者に対しては、援護法による弔慰金と同様国債還付金を臨時収入とせず、完全に支給されるよう、引揚者給付金等支給法の改正を図らねばならないとの請願。

第一八〇五号 昭和三十四年四月七日受理

ソロモン群島方面の戦没者遺骨収集に関する請願
請願者 熊本県議会議長 二神勇雄

紹介議員 谷口弥三郎君

戦後十四年余を経過した現在、今なお最南端ソロモン群島に数十万の遺体が放置されていることは、遺族はもとろん国民としてまことに痛恨にたえないものであり、とくに同方面は郷土部隊である元第六師団の激戦地域であつて、熊本県出身の犠牲者が最も多く、遺族の心悟察するに余りあるものがあるから、同方面の遺骨収集の実現を期せられたいとの請願。

第一八〇六号 昭和三十四年四月七日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願
請願者 大阪市東住吉区山坂町二ノ四五東住吉区医師会内 吉松茂久

労働者災害補償保険法の一部を改正し

て、(一)医療機関の制限指定を撤廃すること、(二)前項の改正が急速に実現され難い場合には、療養費の受任者払を実施すること、(三)千円未満の療養費も労働基準局から支払うこと等を実現せられたいとの請願。

第一八〇七号 昭和三十四年四月七日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願(五十五通)
請願者 大阪府豊中市庄内東町四ノ四一 千頭龍雄外 五十四名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第一八一五号 昭和三十四年四月七日受理

樺太引揚韓国人に対する国家補償の請願
請願者 東京都千代田区猿樂町二ノ四韓国YMCA三〇二号第二次大戦時韓国人犠牲者連合会内 朴魯学外十名 重盛 壽治君

産業戦士という美名のもとに、日本政府の強圧的な政策により樺太において強制労働に従事し、戦後は苦しい不安な抑留生活を経て、内地に引き揚げてきた韓国人に対して国家補償の具体策を講ぜられたいとの請願。

第一八四〇号 昭和三十四年四月九日受理

樺太引揚韓国人に対する国家補償の請願

請願者 東京都千代田区猿樂町二ノ四韓国YMCA三〇二号第二次大戦時韓国人犠牲者連合会内 沈桂夏外十名 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八一六号 昭和三十四年四月七日受理

樺太引揚韓国人に対する帰国手当支給等の請願
請願者 東京都千代田区猿樂町二ノ四韓国YMCA三〇二号第二次大戦時韓国人犠牲者連合会内 朴魯学外十名 重盛 壽治君

紹介議員 重盛 壽治君

樺太からの引揚韓国人は、当時徴用あるいは募集人夫と言つた形で日本政府の戦争政策のため動員されたものであるから、(一)帰国手当並びに旅費を日本人引揚者同様支給すること、(二)生業の道を切り開くため緊急措置として一世帯十萬円の生業資金を貸与すること、(三)戦後十四年いまだに家族と離ればなれに樺太に残留している同胞四万余名の帰還実現の努力を講ずること、等の処置を実現せられたいとの請願。

第一八一七号 昭和三十四年四月七日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市賈町六一 群馬県クリーニング業環境衛生同業組合理事長

伊藤松次郎外百三十二名

紹介議員 伊藤 顯道君

クリーニング業法に關し、(一)営業者は洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所や洗たく物の処理について洗たく機及び脱水機を必要としないクリーニング所以外のクリーニング所には、通常営業者が備える洗たく機及び脱水機を少くとも各一台備えなければならぬこととする、(二)クリーニング所に一人以上のクリーニング師を置かなければならないこととする、(三)クリーニング所開設にあつて、あらかじめその構造設備について都道府県知事の検査をうけ、当該構造設備が衛生措置を講ずるに適合することの確認をうけた後でなければ、そのクリーニング所を使用できないこととする、以上の点の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一八三〇号 昭和三十四年四月九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市一毛町一六八 大野祐三郎外百三十名 木暮武太夫君

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第一八一七号と同じである。

第一八二九号 昭和三十四年四月九日受理

医薬類似行為既存業者の業務継続に関する請願
請願者 兵庫県相生市旭区南木町一ノ一、一七五 松

田一秀

紹介議員 鹿島守之助君

療術(手技、電気、光線、温熱、刺激の五種目)は、あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師の行わなかつた治療行為であつて、昭和二十二年法律第二百七十七号によつて昭和三十年限り禁止されることになつたが、世論と業者の熱望により、昭和三十年法律第六十一号により三箇年、更に同三十三年法律第七十一号によつて三箇年再延期となつた。しかして療術業者の業務の存続がほとんど確定的になつた今日においては、医療行政の見地からも、すみやかに療術の禁止を解除して、療術業者に一定の資格を付与し、安心して業務ができるよう早急に立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一八三二号 昭和三十四年四月九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市上小出町甲一二五 中島留吉外百二十九名 伊能芳雄君

紹介議員 伊能芳雄君

この請願の趣旨は、第一八一七号と同じである。

第一八三三二号 昭和三十四年四月九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市一毛町一六七 小林敏明外三百一十一名 鶴見 祐輔君

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第一八一七号と同じである。

じである。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、クリーニング業法の一部改正に
関する請願(第一八四三号)

一、保健所費国庫補助増額に関する
請願(第一八四四号)
一、指定医薬品以外の医薬品等販売
業者資格の法制化等に関する請願
(第一八四九号)(第一八五〇号)

第一八四三号 昭和三十四年四月
十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する
請願

請願者 福井市毛矢町一〇福井
県クリーニング環境衛
生同業組合内 藤沢平
二郎

紹介議員 小幡 治和君

クリーニング業法に關し、(一)營業者は
洗たく物の受取及び引渡のみを行うク
リーニング所や洗たく物の処理につ
いて洗たく機及び脱水機を必要としな
いクリーニング所以外のクリーニング所
には、通常營業者が備える洗たく機及
び脱水機を少くとも各一台備えなけれ
ばならないこととする、(二)ク
リーニング所に一人以上のクリーニン
グ師を置かなければならないこととす
る、(三)クリーニング所開設にあつ
て、あらかじめその構造設備につ
いて都道府県知事の検査をうけ、当該構
造設備が衛生措置を講ずるに適當なこ
との確認をうけた後でなければ、その
クリーニング所を使用できないことと
すること、以上三点の改正措置を講ぜ

られたいとの請願。

第一八四四号 昭和三十四年四月
十一日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願
(十一通)

請願者 福井県三方郡美浜町河
原市三方郡連合婦人会
内 武長シズエ外二百
五名

紹介議員 小幡 治和君

公衆衛生の重要化に伴い、保健所業務
がますます増加するにわかかわらず、そ
の人的及び物的設備はまことに不完全
でなく、国民保健上重大な障害をきた
すおそれがあることは極めて遺憾であ
るから、政府はすみやかに保健所に勤
務する全職員を国庫負担の対象とする
とともに、保健所のすべての経費に対
する国庫負担率を二分の一に引き上
げ、あわせて保健所職員の待遇を改善
するため来年度から四十四億三千八百
六十七万二千円に増額せられたいとの
請願。

第一八四九号 昭和三十四年四月
十五日受理

指定医薬品以外の医薬品等販売業者資
格の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区上道り一
ノ二一全日本薬業士連
合会内 倉谷清一外九
名

紹介議員 大野木秀次郎君

薬事法を改正して、(一)指定医薬品以外
の医薬品用具化粧品販売業者いわゆる
二名業者の資格を法文化すること、イ、
名称を薬業士とし薬事法第二条に次

の定義を規定すること、この法律で
「薬業士」とは医薬品、用具化粧品等
の保存販売及び交付に関する業務を行
う者であつて都道府県知事の免許を受
けたものをいひ、ロ、第二章の次に薬
業士試験等に関する事項を指定するこ
と、ハ、医薬品の販売業をなする者
は「薬剤師若しくは」薬業士又はこれ
らの者を管理者として使用する者に限
る旨を第二十九条中又は別条に規定す
ること、ニ、現に指定医薬品以外の医
薬品販売業者である者等については既
得権を尊重し付則に必要な経過規定を
置くこと、ホ、その他監督及び罰則等
の関連規定に手入れを行うこと、(二)
指定医薬品の品目を縮限すること等の
実現を期せられたいとの請願。

第一八五〇号 昭和三十四年四月
十五日受理

指定医薬品以外の医薬品等販売業者資
格の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区上道り一
ノ二一全日本薬業士連
合会内 今西政男外九
名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同
じである。

第一八六三号 昭和三十四年四月
二十日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に
関する請願(第一八六三号)

請願者 大阪府東住吉区平野新
町四ノ一一 中谷恒蔵
外一名

紹介議員 勝保 稔君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同
じである。

第一八六〇号 昭和三十四年四月
十八日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に
関する請願(二通)

請願者 大阪府東住吉区桑津町
六丁目 笹岡忠郎外一
名

紹介議員 勝保 稔君

労働者災害補償保険法の一部を改正し
て、(一)医療機関の制限指定を撤廃す
ること、(二)前項の改正が急速に実現
され難い場合には、療養費の受任者私
費も労働基準局から支払うこと等を実
現せられたいとの請願。

第一八六三号 昭和三十四年四月
二十日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に
関する請願(二通)

請願者 大阪府東住吉区平野新
町四ノ一一 中谷恒蔵
外一名

紹介議員 勝保 稔君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同
じである。

第一八六六号 昭和三十四年四月
二十一日受理

労働者災害補償保険法の一部改正に
関する請願(二通)

請願者 大阪府東住吉区平野流
町七七六 小川光罔外
一名

紹介議員 勝保 稔君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同
じである。

第一八六七号 昭和三十四年四月
二十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する
請願

請願者 群馬県館林市谷越町
一、七八〇 石井玄三
郎外三百五名

紹介議員 野本 品吉君

クリーニング業法に關し、(一)營業者
は洗たく物の受取及び引渡のみを行
うクリーニング所や洗たく物の処理に
ついて洗たく機及び脱水機を必要とし
ないクリーニング所以外のクリーニング
所には、通常營業者が備える洗たく機及
び脱水機を少くとも各一台備えなけれ
ばならないこととする、(二)ク
リーニング所に一人以上のクリーニン

を置かなければならないこととするこ
と、(三)クリーニング所開設にあつて、
あらかじめその構造設備について都道府
県知事の検査をうけ、当該構造設備が衛
生措置を講ずるに適合することの確認を
うけた後でなければ、そのクリーニング所
を使用できないこととすること、以上三
点の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一八六八号 昭和三十四年四月
二十一日受理
身体障害者雇用法制定促進に関する請
願

請願者 広島市西蟹屋町四六五
西口春人
紹介議員 藤田 進君

わが国の身体障害者の総数約八十万の
四十一パーセントは無職者であり、こ
のうちの十四パーセントは職につきう
るだけの能力をもつていないにもかかわ
らず、身体障害者であるがために雇用
されず極貧にあえいでいる現状である
から、身体障害者雇用法を昭和三十
四年から制定実施するよう予算措置を講
ぜられたいとの請願。

第一八九一号 昭和三十四年四月
二十四日受理
身体障害者雇用法制定促進に関する請
願

請願者 広島県呉市二河公園
市身体障害者福祉会館
内 船岡俊吉
紹介議員 永野 護君

この請願の趣旨は、第一八六八号と同
じである。

第一八六九号 昭和三十四年四月

二十一日受理
ソロモン群島方面の戦没者遺骨収集に
関する請願
請願者 熊本市黒髪町内坪井七
五〇 中村晋外一名
紹介議員 森中 守義君

戦後十四年余を経過した現在、今なお
最南端ソロモン群島に数十万の遺体が
放置されていることは、遺族はもちろ
ん国民としてまことに痛恨にたえない
ものであり、とくに同方面は郷土部隊
である元第六師団の激戦地域であつて、
熊本県出身の犠牲者が最も多く、遺族
の心情察するに余りあるものがある
から、同方面の遺骨収集の実現を期
せられたいとの請願。

第一八七〇号 昭和三十四年四月
二十一日受理
引揚者給付金等支給法の一部改正に
関する請願

請願者 熊本市黒髪町内坪井七
五〇 中村晋外一名
紹介議員 森中 守義君

生活保護法による被扶助者に対する引
揚者給付金の国債還付金は、臨時収入
であるとして、毎月それだけの額を扶
助金から控除されているが、これは、
せつかくの恩典を無視することとなつて
いるから、生活保護法による被扶助者
に対しては、援護法による弔慰金と同
様国債還付金を臨時収入とせず、完全
に支給されるよう、引揚者給付金等支
給法の改正を図られたいとの請願。

第一八八五号 昭和三十四年四月
二十三日受理
保健婦助産婦看護婦の産前産後の休
暇中における正常な業務確保の法制化に

関する請願(二通)
請願者 東京都杉並区堀の内
一ノ四四 加藤かよ外
七百八名
紹介議員 田村 文吉君

保健婦助産婦看護婦の産前産後の休
暇中における代替要員の確保に
関しては、数年来引き続き陳情並びに請願を行つ
ているが、いまだその立法化をみるに
至っていないから、すみやかにこれが
法律の制定を考慮せられたいとの請願。

第一八八八号 昭和三十四年四月
二十四日受理
保健婦助産婦看護婦の産前産後の休
暇中における正常な業務確保の法制化に
関する請願(一通)

請願者 東京都中野区本郷通り
一ノ七 稲吉はつゑ外
六百六十一名
紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一八八五号と同
じである。